

社会福祉法人 茨塚福祉会
役員等報酬規程

第1条 定款第21条に規定する役員等の報酬及びその支給については、この規程の定めるところによる。

第2条 報酬として支給する額は、次のとおりとする。ただし、施設長は除く。

理事総額 月額上限額 1,000,000円

2 賞与の取り扱いについては、夏期・冬期の年2回とし、支給額は月額報酬の100分の150をそれぞれ上限額として支給することができるものとする。

第3条 報酬の支給日は、毎月25日とする。ただし、報酬の支給日が土曜日、日曜日または祝日のときは、原則として支給日到達後に支給するものとする。

2 前項の規定においてやむを得ない事情があるときは、支給日を変更することができる。

第4条 監事監査における監事への報酬については、次のとおりとする。ただし、監事監査においては、別に定める非常勤役員費用弁償規程は適用しないものとする。

監事監査 半日 5,000円

監事監査 1日 10,000円

2 支給方法においては、前条第1項に準ずるものとする。

附則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成21年 9月 1日一部改正

3 平成24年12月14日一部改正

4 平成30年 4月 1日一部改正